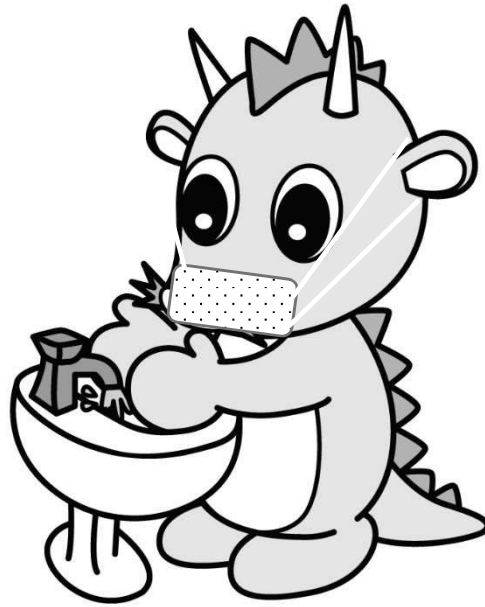


新型コロナウイルス感染症に対応した
さいたま市学校教育活動実施マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～

(2021.3.23 第6版)



さいたま市PRキャラクターつなが竜ヌウ

さいたま市教育委員会

はじめに

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動の実施にあたっては、学校・家庭・地域が連携し、あらゆる手段で、子どもたちを誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障するという観点に立って対応していくことが大切です。

新型コロナウイルス感染症の拡大の状況を鑑み、文部科学省通知「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン（令和2年3月24日付け）」、5月4日の新型コロナウイルス感染対策専門家会議において提言された「新しい生活様式」を踏まえ、さいたま市立学校における学校教育活動実施マニュアルを以下のとおり改訂しました。

学校教育活動の実施にあたっては、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることを引き続き徹底的に避けることが重要となります。また、すべての学校職員が、感染拡大防止に向けた高い意識をもって行動するとともに、児童生徒が、感染拡大防止に向けた正しい理解のもと適切な行動がとれるように導くことが求められます。

学校・家庭・地域が一丸となって、それぞれの役割を自覚し、子どもたちの感染防止に取り組んでいただきますようお願いします。

なお、本マニュアルは、国内・県内・市内の感染状況等により、適宜変更があることを申し添えます。

策定	令和2年4月 3日
第2版改訂	令和2年5月25日
第3版改訂	令和2年8月17日
第4版改訂	令和2年9月 7日
第5版改訂	令和2年12月 4日
第6版改訂	令和3年 3月23日

さいたま市教育委員会

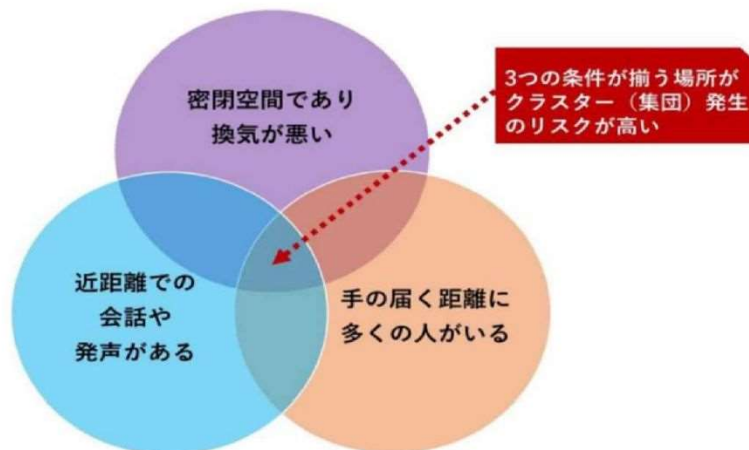
目 次

1	児童生徒への指導	2
2	保健管理等に関する事.....	3
3	学校生活に関する事	10
4	学習指導に関する事	14
5	教育課程に関する事	17
6	学校行事等に関する事.....	19
7	部活動に関する事	20
8	進路指導に関する事	20
9	公立学校の学校職員の出勤等のサービスに関する事	21
10	放課後チャレンジスクール及び土曜チャレンジスクールのための 学校の教室等の活用等に関する事	22
11	放課後児童クラブ、放課後等デイサービスのための学校の教室等 の活用等に関する事	22
12	その他.....	23
13	資料	25

<全ての活動に共通して配慮すべき事項>

重要ポイント①

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で示されている3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避ける。



重要ポイント②

基本的な感染症対策を徹底する。

- 手洗い（ウイルスを持ち込まない、持ち出さない）
- マスク（自分を守る、相手を守る）
- 換気（密閉空間を作らない）

1 児童生徒への指導

学校生活においては、休み時間や登下校、放課後など教職員の目の届かない所での児童生徒の行動が大きな感染リスクとなる。

まずは、児童生徒が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等を活用して感染症対策に関する指導を行う。

2 保健管理等に関すること

(1) 感染症対策について

ア 感染源を絶つ

- (ア) 発熱または風邪の症状（発熱、のどの痛み、咳、下痢）や、全身倦怠感、嗅覚・味覚異常がみられる場合は**登校させない**。
- (イ) 体温記録票（P25）を用いて登校前の検温を徹底する。検温せず登校した児童生徒については、教室に入る前に別室にて検温と風邪の症状等の確認を行う。
- (ウ) 学校生活全般を通じて行う健康観察を徹底し、発熱または風邪の症状等がみられる場合には、別室に待機させるとともに、速やかに保護者へ連絡し、自宅で休養させる。（なお、保健室については、外傷や心身の不調など様々な要因で児童生徒が集まる場所であるため、発熱または風邪の症状等のある児童生徒が他の児童生徒と接することの無いようにする。）
- (エ) 学校職員も毎日の検温を励行し、発熱または風邪の症状等がみられる場合は自宅で休養することを徹底する。

イ 感染経路を絶つ

- (ア) 石けんでの手洗い（登校直後、給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレの後等）の徹底・手指消毒用アルコールの活用などの基本的な感染症防止対策に関する指導を徹底する。（P26 参照）

(イ) マスクの着用

- ・学校職員を含め、学校生活においては原則としてマスクを着用する。
なお、身体的距離が十分とれる屋外での活動など、一部についてはマスク着用を不要とする。教員は、児童生徒までの距離を可能な限り一定程度（2m程度が望ましい）離すこと。
- ・気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すこと。

（暑さ指数（WBGT）は環境省ウェブサイト <https://www.wbgt.env.go.jp/> で提供）

※気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるなどの配慮をすることが望ましいが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、特に夏季においては熱中症への対応を優先すること。

(ウ) 清掃・消毒

通常の清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは感染者が発生した場合でなければ基本的に不要であり、通常の清掃活動による清潔な環境を保つことが重要である。

このため、下記の普段の清掃・消毒のポイントを参考としつつ、通常の清掃活動に中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。

※ 普段の清掃・消毒のポイント

- ・大勢がよく手を触れる高頻度接触部位（ドアノブや手すり、スイッチなど）については、1日1回、清拭消毒を行う。

- ・トイレは、ウイルスは糞便にも排泄されることから、家庭用洗剤等を用いて清掃する。
- ・清掃・消毒する時には、必ずマスクと手袋を着用し、換気をしながら実施する。
 ※清掃・消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用する。（塩素系消毒液の作り方についてP27参照）
- ・清掃・消毒の頻度については、各学校の状況に応じて行う。

（エ）換気の徹底

- ・換気は、気候上可能な限り常時、これによりがたい場合（エアコン使用時など）は、こまめに（30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに）数分間程度、窓を全開にする。その際、2方向の窓（対角）を同時に開ける。ただし、室温に注意し、必要に応じ、児童生徒の服装についても配慮する。夏季においては、熱中症対策を優先し、授業中の室温が高温にならないよう注意する。

冬季においては、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるため、徹底して換気に取り組むようにすること。その際、室温低下による健康被害が生じないように、温かい服装（上着）の着用などについて柔軟に対応すること。

- ・体育館のような広く高い天井の部屋でも、人の密度が高い状態では換気を行う。

換気は感染防止の観点から重要であり、人の密度が低い状態でも換気に努める。

- #### （オ）教員はマスク着用を原則とし、無い場合は代用品（ハンカチ、フェースシールド等）を着用することとするが、これらについては、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要があるとされているため、感染症対策として、マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドのみで学校内で過ごす場合には、充分身体的距離をとるようにすること。

（カ）抵抗力を高める

感染症にかからないためには免疫力を高めることが重要なため、寝不足にならないよう十分な睡眠、適度な運動、栄養バランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

（キ）来校者への対応

来校者名簿には、氏名、来校時間、連絡先を記入させる。なお、個人情報の取扱いには十分配慮する。また、来校者もマスクの着用と手洗い等の基本的な感染症対策を徹底させ、感染対策をしない場合は入校をお断りする。

【参考となる資料】

「新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブック」（P28参照）

（監修：賀来満夫 東北医科薬科大学医学部特任教授・東北大学名誉教授）

（2）児童生徒の出席停止の扱いについて

ア 安全を最優先に考え、以下の場合には出席停止とする。

- （ア）児童生徒（本人）の感染が判明した場合又は児童生徒（本人）が感染者の濃厚接触者に特定された場合。

- （イ）児童生徒（本人）に発熱または風邪の症状等がみられ、自宅で休養する場合。

- （ウ）同居の家族に発熱等の風邪の症状等がみられるとき。

イ 上記のほかに「欠席」の扱いとしない場合

(ア) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒については、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能である。

(イ) 医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等がある児童生徒については、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないと判断した場合については、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。この場合「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

ウ 非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにすることが重要である。その際、さいたま市 Web 学習コンテンツ『スタディエッセンス』を活用したデジタル授業、学習プリントの配付や「学び」のサポート（基礎学力定着プログラム、課題克服応援シート、Extensive Reading）に取り組みせるなどの配慮を行うなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行う。

(3) 児童生徒の感染が判明した場合等の対応について

ア 学校支援チームの設置

感染者発生時には、学校医、保健所の指示を仰ぐとともに、学校を支援するための、学校支援チームを設置する。

【メンバー】

学校教育部参事、健康教育課長、指導1課長、特別支援教育室長、高校教育課長、教職員人事課長、その他必要に応じて招集する。

イ 児童生徒の感染が判明した場合

速やかに健康教育課へ電話で連絡するとともに、別途、第一種感染症の報告様式（P50）により報告する。後日、「感染症発生報告及び出席停止報告」を提出する。

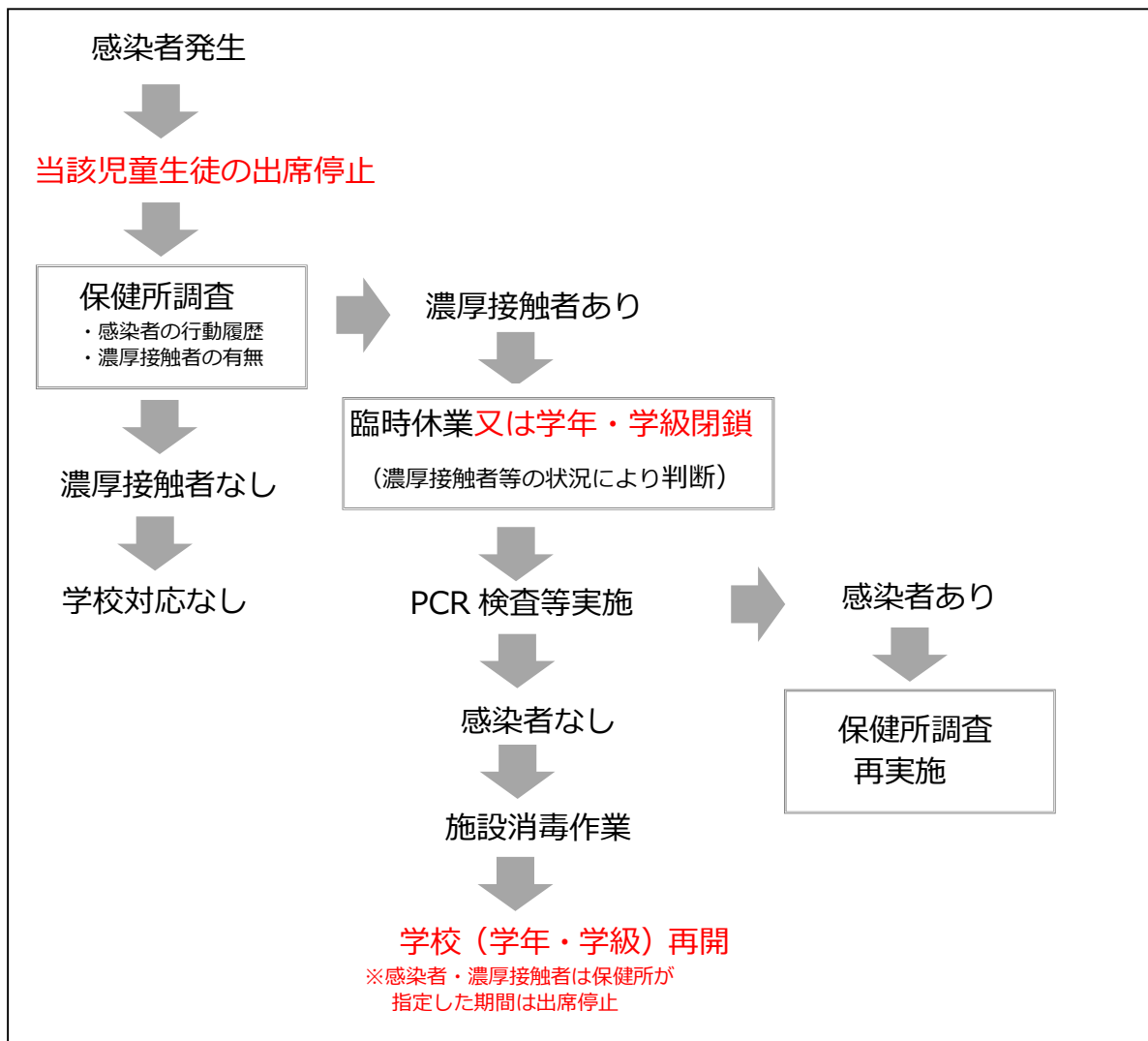
※夜間・休日に判明した場合は、当面の間、健康教育課長携帯電話へ連絡する。

ウ 児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合

出席停止の措置とするとともに、速やかに健康教育課に電話で連絡する。後日、「感染症発生報告及び出席停止報告書」により報告する。

エ 児童生徒や教職員の感染者が発生した場合

感染者の状況に応じ、教育委員会は保健所と十分に相談の上、以下のとおりの対応をとる。



(4) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒の登校について

ア 医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する学校

- (ア)学校は、呼吸器系の医療的ケア（吸引、吸入、人工呼吸器、酸素療法）を学校で実施している児童生徒を把握する。
- (イ)学校は、市内の感染状況に応じて、該当児童生徒の保護者及び、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- (ウ)登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として、指導要録等に記録を行う。

イ 基礎疾患等がある児童生徒が在籍する学校

- (ア)学校は、糖尿病、心疾患（特に何らかの治療薬投与中）、呼吸器疾患（慢性肺疾患、コントロール不十分な気管支喘息等）の基礎疾患がある児童生徒、透析を受けている児童生徒、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている児童生徒を個人情報の扱いに十分配慮しつつ把握する。
- (イ)学校は、市内の感染状況に応じて、該当児童生徒の保護者及び、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- (ウ)登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引き等の日数」として、指導要録等に記録を行う。

(5) 海外から帰国した児童生徒等への対応について

以下の政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機（出席停止）を経ていることを確認し、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。

ア 帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域」(※)に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴がある児童生徒等

イ 帰国した日の過去14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域」(※)に滞在歴のある児童生徒等

※厚生労働省ホームページ (>新型コロナウイルス感染症について >水際対策の抜本強化に関する Q&A) にて最新情報を確認する。

(6) 心のケアについて

児童生徒と絶え間ない積極的なコミュニケーションを行う事が基本であり、それにより心のケアが必要と思われる児童生徒を早期に発見することが大切である。

ア 学級担任や養護教諭等を中心としてきめ細かな健康観察等から、児童生徒の状況を的確に把握するとともに、自分のことや友だちのこと、家庭のことなどで、不安や悩みがあるときは、一人で悩まずに相談することについて周知する。

イ 「心と生活のアンケート」をできるだけ早期に実施し、児童生徒が発する小さなサインを見逃さないようにし、学級担任が中心となり一人ひとりの児童生徒と面談を行う。気がかりな児童生徒については、保護者との連携を図り、家庭での状況も掌握していく。

- ウ 児童生徒が不安や悩みを抱えるなど、心配な状況が見られた場合には、特定の教職員で抱え込まず、「児童生徒の心のサポート 手引き 緊急対応・いじめに係る対応・欠席児童生徒への対応」に基づき、迅速かつ適切な対応を組織的に行う。
- エ これまでにいじめを受けたことのある児童生徒や、不登校（傾向）にある児童生徒、虐待を受けている子供をはじめとする要保護児童等、特に配慮を要する児童生徒などについては、教職員とさわやか相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携を図り、積極的な支援を行う。
- オ 心配な状況が継続する児童生徒については、市内6か所の教育相談室や関係機関を紹介するなど、一人ひとりの状況に応じて、適切な機関につなげる。
- カ 児童生徒に元気と安心を届けるために、「心のサプリ」コンテンツを引き続き活用する。

【参考となる資料】

- 児童生徒の心のサポート 手引き～学校再開における児童生徒の対応編～
（さいたま市教育委員会 令和2年5月）
- 学校再開後の児童生徒の心のケアについて
～スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員の役割～
（さいたま市教育委員会 令和2年6月）
- 「新型コロナウイルスに対する学校でのメンタルヘルス支援パッケージ」
（監修：日本児童青年精神科・診療所連絡協議会）<https://jascap.info/>

（7）感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

- ア 「心と生活のアンケート」をできるだけ早期に実施し、児童生徒が発する小さなサインを見逃さないようにする。
- イ 東日本大震災に起因する人権問題等を教訓として、「感染者、濃厚接触者とその家族、及び感染症の対策や治療にあたる医療従事者等に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されない」という高い意識をもち、児童生徒への指導を行う。
- ウ 国、県、市からの情報など、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行う。
- エ 児童生徒が誤った情報に基づく偏見や差別があることに気づき、解決しようとする態度を養うように努める。

(8) 学校職員の感染が判明した場合等の対応

- ・学校職員又は、同居者等が PCR 検査受検
- ・学校職員又は、同居者等が濃厚接触者に該当



▶ 教育委員会所管課への一報及び連携

小学校、中学校、特別支援学校 教職員人事課(829-1654)

高等学校、中等教育学校 高校教育課(829-1671)

※夜間、週休日の場合でも、所管課長の緊急連絡先へ連絡

● 下記情報を教育委員会へ報告

PCR 検査受検日及び診断日、発熱等の症状の有無、入院等の状況、濃厚接触者の有無、症状・経過・行動歴（勤務状況と健康状況、行動範囲、人との接触、家族構成（特に就学児童の有無））、他の所属職員等の状況、等

※現時点での情報管理を、確実に行う。（プライバシーの問題も踏まえて慎重に。）

● 「新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者等報告シート」を教育委員会へ提出

● 必要に応じて以下の書類を準備

- ・該当学校職員の時間割表
- ・学校の行事予定表
- ・関係学年名簿（転出関係児童生徒の転出年月日、長欠児童生徒等も含めて把握）
- ・学校職員名簿（年齢、性別、学年所属、勤務状況）、会計年度任用職員も含む



【学校職員に感染が判明した場合】

- ▶ 教育委員会所管課から保健所等の関係所管課へ報告
- ▶ 学校支援チームにより対応
(学校教育部参事・教職員人事課長・健康教育課長)

- 1 学校職員への説明
 - ・発生の状況の説明、情報集約、発信の窓口の一本化、衛生推進者への役割分担、学校職員の健康状態の把握
- 2 臨時休業措置等
 - ・臨時休業等措置の検討
 - ・児童生徒等の健康状態の把握（出席簿・健康観察カード・保健室来室記録）
- 3 学校医等への報告等
 - ・発生の状況の説明、臨時休業措置等の報告、校内の消毒、感染者に関わりのある児童生徒等や学校職員の医療機関受診や検査の実施について指導助言を受ける。
- 4 児童・生徒等や保護者への対応

・児童・生徒等や保護者への対応が必要な事項の確認

5 取材対応

・担当窓口の一本化、想定問答の作成

6 感染が疑われる児童生徒等や学校職員の情報整理・記録

・濃厚接触者、健康観察対象者の洗い出し
・健康観察期間の設定

7 校内組織体制の整備

・新型コロナウイルス感染症対策委員会の発足、関係機関との連携（スクールバス、給食の中止等）
・その他の対応が必要な事項の確認

8 家庭との連携

・家庭での健康観察と報告の依頼

3 学校生活に関すること

(1) 登校前

- ア 登校前に、各家庭における体温記録票を用いた検温及び体温記録票への記入を徹底させる。
- イ 児童生徒に発熱または風邪の症状（発熱、喉の痛み、咳、下痢、息苦しさ、全身倦怠感、嗅覚・味覚異常等）が見られる場合は、罹りつけ医（できれば小児科）に相談・受診し、医師の指示に従い自宅で休養させることを徹底する。
- ウ 欠席の場合は、感染拡大防止のため連絡帳による欠席連絡は控え、電話やメールで学校に連絡することを徹底する。
- エ 教職員は2方向のそれぞれ1つ以上の窓を開け換気を徹底する。なお、窓の開閉は原則として教員が行う。

(2) 登校時

ア 登校班集合時

- (ア) 身体的距離が十分とれないときは、マスクを着用する。
- (イ) 人との間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空けて集合する。
- (ウ) 会話が必要な場合は、できるだけ真正面を避ける。

イ 登校中

交差点や横断歩道等の場所では、密接（手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声をしないよう指導する。

(3) 学校到着時

ア 教室入室まで

- (ア) 教室入室前に手指消毒または石けんによる手洗いを行う。

- (イ) 教職員はマスクの所持について確認する。(忘れた場合は、学校の予備を手渡す)
- (ウ) 教職員は児童生徒の登校後、体温記録票を確認し、健康状態を把握する。家庭での検温や健康状態を確認できなかった児童生徒については、別室にて検温と健康観察等の確認を行う。発熱または風邪の症状等がみられる場合には、別室に待機させるとともに、速やかに保護者へ連絡し、自宅で休養させるか、罹りつけ医（できれば小児科）に相談・受診し、医師の指示に従うよう案内する。
- (エ) 個人の下駄箱以外の接触は避ける。
- (オ) 廊下や階段の手すりは、必要な時以外接触しない。

イ 朝休み

- (ア) 別の児童生徒の机や持ち物に接触しない。
- (イ) 共有の物に接触した場合は、手洗いをを行う。
- (ウ) 座席間を離し、できるだけ児童生徒同士の距離を離す。
- (エ) 他学級・他学年とできるだけ接触しない。

(4) 朝自習・朝の会

ア 朝自習

- (ア) 話合いを行う場合は、できるだけ真正面を避け距離を離して発言する。
- (イ) 朝読書を行う際、本の貸し借りは行わず個人で所有している本を読む。

イ 朝の会

健康観察を行い、発熱または風邪症状等がみられる場合には、別室に待機させるとともに、速やかに保護者へ連絡し、自宅で休養させるか、罹りつけ医（できれば小児科）に相談・受診し、医師の指示に従うよう案内する。

(5) 授業

- ア 換気は、気候上可能な限り常時、これによりがたい場合（エアコン使用時など）は、こまめに（30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに）数分間程度、窓を全開にする。その際、2方向の窓（対角）を同時に開ける。ただし、室温に注意し、必要に応じ、児童生徒の服装についても配慮する。夏季においては、熱中症対策を優先し、授業中の室温が高温にならないよう注意する。冬季においては、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるため、徹底して換気に取り組むようにすること。その際、室温低下による健康被害が生じないよう、温かい服装（上着）の着用などについて柔軟に対応する。
- イ 共用の教材、教具、情報機器などは、使用前または使用後に適切に消毒することが望ましい。
- ウ 共用の教材、教具、情報機器などを触る前後で手洗いを徹底する。
- エ 密集することを避けるため、屋外や複数の教室に分かれて授業をするなどの学習形態を工夫する。
- オ できるだけ真正面を避け、距離を離しての発言や発声をするなど工夫する。
- カ 授業中においても、児童生徒の健康状態を観察する。

(6) 休み時間

- ア 教室等の換気を徹底する。
- イ 手洗い場に児童生徒が集中しないように順番を決める等の工夫をする。
- ウ ドアノブ、手すり、スイッチ等の学校の共有の物は、できるだけ接触する回数を減らす。
- エ トイレは常に換気を行い、トイレ後の石けんでの手洗いを徹底させる。

(7) 業間休み（昼休み）

- ア 校庭等の室外
 - (ア) 身体接触、近距離の会話を避ける。
 - (イ) ボール、遊具等の共有物を触った手で顔に触れない。
 - (ウ) 各学校で遊ぶルール等を設定する。(例：校庭等使用学年、学級を割り振って指定する。学級単位で活動をする等)
 - (エ) 手洗いの徹底（外から教室に入る時、トイレの後、共有物を触った後等）
- イ 教室等の室内
 - (ア) 身体接触、近距離の会話を避ける。
 - (イ) 換気を徹底するとともに座席の間隔を空けて三密を避ける。
 - (ウ) 本等の共有物を触った手で顔に触れない。
 - (エ) 手洗いを徹底する。(トイレの後、共有物を触った後等)

(8) 給食指導

- ア 給食の準備について
 - (ア) 窓を開けて、換気を行う。
 - (イ) 手洗い場が密集し過ぎないように、順番に石けんを使った手洗いをを行う。
 - (ウ) 机にナフキンを敷く。
- イ 給食当番等について
 - (ア) 主として学級担任等が配食を行う。給食当番を行う児童生徒は、担当を決め、最小限の人数で行う。
 - (イ) 学級担任等と給食当番を行う児童生徒は、石けんを使って丁寧に手洗いし、身支度を整えた後、アルコール消毒をする。
 - (ウ) 給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装（エプロン・マスク・帽子など）をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるか毎日点検し、給食当番活動開始前に、給食当番点検票に記入する。
※給食当番が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は、給食当番を代えるなどの対応をとること。
 - (エ) 児童生徒が配膳室から教室へ給食を運ぶ際は、教職員が安全面や衛生面を確認しながら行う。
 - (オ) 配食時は長い行列を作らないよう配慮し、学級担任等の指示により、児童生徒が適切な距離を保ちながら取りに行き、適量をよそってもらおう。

(カ) 給食当番以外の児童生徒は、席に座って静かに待つ。

ウ 会食について

(ア) マスクを外し、静かに食べる。

(イ) 各自に配食された給食は、食べる前であっても、食缶に戻さない。

※食べきれない場合は残す。

(ウ) おかわりは学級担任等が行い、児童生徒にはさせない。

エ 片付けについて

(ア) マスクを着用し、密集しないように、学級担任等の指示により順番に片付ける。

(イ) 窓を開けて、換気を行う。

オ その他

(ア) 児童生徒、教職員等全員の食事前後の手洗いを徹底する。

(イ) 飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応を行う。

※「学校給食衛生管理基準」及び「さいたま市学校給食衛生管理マニュアル」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底する。

(ウ) 高等学校等で弁当を持参し、生徒同士で昼食を取る場合や、教職員が同室で昼食を取る場合にも飛沫を飛ばさないような席の配置や距離を取ること。そのような対応が取れない場合は会話を控えるなどの工夫をする。

(9) 歯みがき指導

各学校の実態に応じて臨機応変に行う。行う際には以下の点に留意する。

ア 換気を徹底する。

イ できるだけ口は開かずに行う。

ウ 歯みがき後のうがいは、自分のコップで、口一杯に含まず、少量の水でブクブクうがいをする。

エ すすぎの回数は、1～2回にとどめる。

オ うがいの際は、順番を徹底するとともに、間隔を空けて行う。

カ 歯ブラシの管理を徹底する。

(10) 清掃

ア 通常登校

(ア) 窓を大きく開けて清掃する。

(イ) 6年生が1年生を補助する縦割り清掃等を行わない。

(ウ) 掃除用具等の共有物を触れた手で、顔等を触らないように指導する。

(エ) ゴミはビニール袋に入れ密閉して捨てる。

(オ) 終了後は必ず石けんで手を洗う。

(カ) 清掃の仕方や回数は、学校の事情により工夫する。

(キ) トイレの清掃は、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えないが、清掃の仕方など事前に指導を行う。

イ 分散登校

分散登校となった場合は、児童生徒には清掃をさせず教職員が行う。
その際マスクを着用する。

(11) 帰りの会

教職員は健康観察を行い、発熱または風邪症状等がみられる場合には、別室に待機させるとともに、速やかに保護者へ連絡し、自宅で休養させ、罹りつけ医（できれば小児科）に相談・受診し、医師の指示に従うよう案内する。

(12) 下校

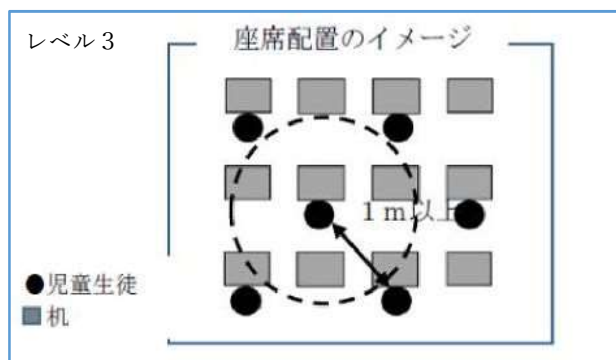
- ア 身体的距離が十分とれないときは、マスクを着用する。
- イ 人との間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空けて下校する。
- ウ 昇降口に児童生徒がとどまらず、すみやかに下校する。

4 学習指導に関すること

(1) 各教科等の指導における感染症対策等について

各教科等に共通する感染症対策として、以下のことに取り組む。

- ア 可能な限り窓は常時開けておくものとする。これによりがたい場合は、1時間に1回、5～10分程度換気する。その際、2方向の窓を同時に開ける。ただし、室温に注意し、必要に応じ、児童生徒の服装についても配慮する。
- イ 教室等において、座席間を離して着席するなど、児童生徒間の距離を離すよう配慮する。



- ウ 着席については、座席間は1 mを目安に学級内で最大限の間隔を取るなど工夫する。（レベル1地域・レベル2地域）座席間を1 m以上離して交互にするなど工夫する。
- ウ 児童生徒同士が近距離での会話や発声を避けたり、飛沫を飛ばさないようにしたりするために、複数の教室に分かれて実施するなど工夫する。
- エ 体育の授業以外は、原則としてマスクを着用する。（児童生徒、学校職員）
- オ 共用の教材、教具、情報機器などは、使用前または使用後に適切に消毒することが望ましい。
- カ 指導順序の変更や、教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画の見直しを行う。

(2) 感染の可能性が高い一部の実技指導等とその対応について

(1)の対策を講じても、なお感染の可能性が高い一部の実技指導等については、指導時期を変更することや次のことに留意し対応する。

ア 音楽科

- ・音楽室の窓を開放する等、十分な換気を行う。
- ・室内で児童生徒が近距離で行う合唱は、次のことに留意し、慎重に実施を検討する。
 - (ア)マスクは、飛沫拡散防止の効果があるため、原則、着用する。
 - (イ)合唱している児童生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者と児童生徒との間隔、発表者と聴いている児童生徒との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2 m（最低1 m）空ける。
 - (ウ)立っている児童生徒の飛沫が座っている児童生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにする。
 - (エ)連続した練習時間はできる限り短くする。常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行う。飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。
- ※ ここでいうマスクは、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の予防」の啓発資料による正しいマスクの着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った）に則った形状のものをよぶ。
 - * マウスシールド、下部の開放が広いマスクなど、隙間のある形状のものは該当しない。
 - * フェイスシールドについては適確な取り扱いを行わないと感染を拡大させてしまう危険があり、専門的知識のない方が扱うことは危険であるので、合唱活動においての着用は推奨しない。
- ・リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏についても慎重に実施を検討する。
- ・器楽指導や創作（音楽づくり）、鑑賞についても、座席に着席した状態で行う等、近距離での会話や活動を避けて行う。
- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしない。
- ・楽器や譜面台等、音楽室にある備品を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導する。授業終了後、石けんで手洗いをする。必要に応じて用具の消毒を行う。
- ・準備及び片付けにおいて、近距離になる状況を避ける。

イ 技術・家庭科

- ・題材を入れ替えるなど年間指導計画を見直し、特に調理実習については慎重に検討する。
- ・実習を行う際には、児童生徒同士が近距離で作業することを避け、実習台や共用の用具の消毒を行う。

ウ 体育科、保健体育科

- ・十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクへの対応を優先し、マスクの着用は必要ない。ただし、児童生徒が集合・整列（待機）する場面を避けるなど工夫するとともに、密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり、身体が接触したりする場面が多い運動は慎重に検討する。
 - 例：体づくり運動におけるペア活動（背中あわせ、ヒューマンチェアなど）
 - 柔道における組手、サッカーやバスケットボールにおけるボールの奪い合い

- ・市内一斉の臨時休業期間において、運動不足となっている児童生徒もいると考えられるため、授業開始時には準備運動を十分に行う。
- ・近距離での会話や活動は避ける。
- ・可能な限り授業は屋外で行う。
- ・体育館や武道場等で実施する場合は、教員が窓や扉を全開にして十分な換気を行う。
(開放が難しい場合は、30分～1時間に1回活動休止し、10分程度の換気を行う。)
- ・多数の者が触れる用具(ボール等)を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないように指導する。授業が終わったら、石けんで手洗いをする。
- ・上記に留意するとともに、単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直す工夫も行う。

エ 理科

実験等で密な状況を避けるとともに、安全性について十分に留意する。

オ G・S

握手、ハイタッチや身体の接触を伴う活動は避ける。

(3) 学習評価について

- ア 学習評価については、妥当性、信頼性を高め、生徒、保護者への説明責任を果たす。
- イ 通知表の扱いや様式は各学校の判断で定めるものであり、通知表の機能を十分生かせるように、各学校で工夫する。
- ウ 非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒の家庭学習に対する評価の反映については、令和3年2月19日付け2文科初第1733号初等中等教育局長通知のとおりとする。

※文部科学省初等中等教育局長令和3年2月19日2文科初第1733号「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について(通知)」から抜粋

((2) 自宅等における学習の取扱い

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して、指導計画等を踏まえながら、教師による学習指導を行う際には、日々その状況を適宜把握し、児童生徒の学習の改善や教師の指導改善に生かすことが重要であること。また、学習の状況や成果は学校における学習評価に反映することができること。

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して行われた教師による学習指導が以下の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと校長が判断したときには、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができること。

<要件>

- ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。

② 教師が児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

この場合、学級全体の学習状況及び成果に鑑み再度授業において取り扱わないこととする場合であって、一部の児童生徒への学習内容の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施するなどの必要な措置を講じること。

5 教育課程に関すること

(1) 学習指導について

学習指導については、令和3年2月19日付け2文科初第1769号文部科学省事務次官通知のとおりとする

※文部科学省事務次官令和3年2月19日2文科初第1769号「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について（通知）」、別添1「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」から抜粋

(1) 学習指導

・やむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習指導等

臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できないことに対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係を継続することが重要である。このため、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じる。特に、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習把握を行うことが重要である。

学習指導を行う際には、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT環境を活用したりして指導することが重要である。また、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話や電子メールの活用等を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握することが重要である。

さらに、課題を配信する際には児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意する。その際、「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」（令和2年4月21日付け文部科学省初等中等教育局長通知）別紙の「学習計画表」等も参考に計画性を持った自宅等での学習が行われるよう工夫を講じる。また、文部科学省においても、児童生徒の自宅等における学習の支援方策の一つとして、それに資する教材等を「子供の学び応援サイト」に随

時掲載しており、本サイトを活用することも考えられる。

家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、ICT 環境の整備のため特段の配慮措置を講じたり、地域における学習支援の取組の利用を促したり、特別に登校させたりするなどの対応をとることが必要である。

特別支援学校等においては、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校の臨時休業等の状況等を十分踏まえ、個別の指導計画等の精査や見直しを行う。加えて、自宅等における学習内容の提示や教材等の提供に当たっては、児童生徒や必要に応じて協力を求める保護者等にとって実施しやすい方法や留意すべき点等も合わせて分かりやすく示すこと等に配慮する。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導については、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和3年2月19日付け文部科学省初等中等教育局長通知）において、学習指導に関する基本的な考え方や自宅等における学習の取扱い、指導要録上の取扱い等について示しているので、参照されたい。

（参考）子供の学び応援サイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

・登校日の設定等による学校での指導の充実

感染拡大防止に十分配慮しながら、教師が様々な工夫を行いつつ、学校における指導を充実させるため、地域の感染状況や児童生徒・教職員の負担を勘案しつつ、臨時休業期間中も登校日を設ける、学校の空き教室や社会教育施設等も最大限活用して分散登校を実施するなどして、学校での指導を充実させることが考えられる。

その際には、進路の指導の配慮が必要な小学校第6学年・中学校第3学年等の最終学年の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮する。併せて、最終学年以外の指導においては、教師による対面での学習支援が特に求められる小学校第1学年の児童にも配慮する。なお、高等学校等においても、進学や就職を控えた高等学校第3学年の生徒等に配慮するなど、生徒の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、同等の対応を検討する。

・登校再開後の対応

児童生徒が学校に登校することができるようになった時点で、臨時休業等の間の学習内容の定着を確認した上で、児童生徒の状況を踏まえ、可能な限り、教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習等の措置を講じる。

また、必要に応じて、例えば1コマを40分や45分に短くしたうえでの一日当たりの授業コマ数の増加等の時間割編成の工夫や長期休業期間の見直し、土曜日の活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等の様々な工夫により、学校における指導を充実させることが考えられる。

その際には、児童生徒や教職員の負担軽減にも配慮する。なお、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業により、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったことのみをもって、学校教育法施行規則に反するものと

はされないとされている。また、高等学校及び特別支援学校高等部において、非常時に臨時休業を行い、学習指導要領に定める標準（35 単位時間の授業を 1 単位として計算）を踏まえて編成した教育課程の単位時間数を下回った場合であっても、弾力的に対処し、単位の修得の認定を行うことができる。

新型コロナウイルス感染症の影響により、上記のとおり各種の取組を行い学校における指導を充実したとしても、なお年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終わることが困難である場合の特例的な対応として、学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部を ICT 等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の間での関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化することや、最終学年以外の児童生徒に係る教育課程に関する特例的な対応として令和 2 年度の教育課程だけでなく、令和 3 年度又は令和 4 年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成することが考えられる。また、教科書発行者の協力も得て、特例的な対応をとる際に参考となる年間指導計画参考資料を各教科書発行者のホームページに掲載しているため、必要に応じ参考にされたい。

（参考）子供の学び応援サイト「学校の先生へ」ページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00512.html

・ICT の活用

やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導や学習状況の把握を行う際には、ICT を最大限活用して遠隔で対応することが極めて効果的であることを踏まえ、緊急時においては、学校の設置者や各学校の平常時における一律の各種 ICT 活用ルールにとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、まずは家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなど、あらゆる機器や環境を最大限活用する。

・各学年の修了及び卒業の認定等

臨時休業等に伴い、やむを得ず学校に登校できない状況にある児童生徒等については、各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮する。

6 学校行事等に関すること

行事等の実施については、クラスター（集団）発生リスクが高い 3 つの条件（P2 参照）が同時に重なる場を徹底的に避けるようにすること。

7 部活動に関すること

「学校の新しい生活様式における新しい部活動の在り方」に関する方針（令和2年6月12日）を参考とし、感染防止に万全を期した上で実施する。なお、**学校の全部を休業とする場合は実施しない。**

(1) 留意点について

活動に際しては、生徒の体調・体力に十分留意し計画的に指導すること。

- ア 活動への参加には、保護者の理解を得たうえ、無理をさせることのないよう配慮する。
- イ 基本的な感染症対策（手洗い・咳エチケット）を十分指導して徹底すること。（特に、活動前後や休憩時の手洗いの徹底）
- ウ 屋内（体育館、武道場、特別教室など）では、窓や扉を全開にして十分な換気を行う。
（開放が難しい場合は、30分～1時間に1回活動休止し、10分程度の換気を行う。）
- エ できる限り生徒同士及び顧問と生徒が、密集する活動や近距離での活動にならないよう配慮する。
特に、歌唱や管楽器等を使う活動については、分散をして実施するなど、生徒間の距離を十分にとる。また、活動場所の割り振りについても工夫すること。
- オ 他校との合同練習（練習試合も含む）を実施する場合には、感染拡大防止対策を十分に施す。
- カ 用具庫や更衣室などの利用は短時間とし、一斉に利用しないようにする。
- キ 共用物の使用にあたっては、接触感染の防止の観点から「用具の貸し借り」などは行わない。また、多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導する。
- ク 熱中症に十分配慮し、特に暑さ指数（WBGT）が31℃（気温においては35℃）以上を示した時間帯の運動は、原則として行わない。**十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクへの対応を優先し、マスクの着用は必要ない。**

8 進路指導に関すること

指導面接をする際には、お互いマスクを着用して、対面の場合は2m以上の距離を開けて行う。

ア 配慮事項

各中学校等においては、進路指導をより一層丁寧に行い、志願先の高等学校等に係る入学者選抜の内容をしっかりと入学志願者に伝えることにより、不安払拭に努める。

イ 「三者面談」「進路指導説明会」の実施

- ・3つの密（密閉、密集、密接）が同時に重ならないようにするだけでなく、1つ1つの条件が発生しないような十分な配慮を講じて、学校長の判断で実施することが可能である。

9 公立学校の学校職員の出勤等の服務に関すること

(1) 学校職員の感染防止対策について

学校職員一人ひとりが感染防止の意識を高く持ち、次の取組について実施する。

- ア 朝の検温や日常のうがい、手洗い、アルコールによる消毒などを徹底する。また、発熱または風邪の症状（発熱、のどの痛み、咳、下痢）や、全身倦怠感、嗅覚・味覚異常があるときは、休暇を取得し無理に出勤しない。
- イ 同居者等への協力を呼びかけ、同居者等の日常の健康状態も確認する。
また、同居者等が PCR 検査の受検又は濃厚接触者に該当した場合、休暇を取得し無理に出勤しない。
- ウ 職場以外においても、不要不急の外出や、人の多く集まる場所への出入りを控え、混まない時間帯に利用するなど、感染しやすい3つの条件に注意して過ごす。
- エ 学校で感染者が発生した場合に備え、自身の行動歴や接した人に関して記録をしておく。
- オ 急な自宅待機等に備え、業務の整理や引継ぎ準備をしておく
- カ 職員会議等を行う際は、最小の人数に絞り、換気をしつつ広い部屋で行うなどの工夫や、全体で情報を共有する必要がある場合は、校務支援システム等を活用し、電子による文書の共有等により行う。

(2) 新型コロナウイルスの感染が疑われる場合等の職務に専念する義務の特例

学校職員の感染が疑われる場合など、当該学校職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には、職務専念義務免除により学校へ出勤させないようにする。また、学校職員の家族が新型コロナウイルス感染症の症状を呈し、常時看護が必要な場合等についても、職務専念義務免除の制度を活用する。

(3) 公共交通機関を利用して通勤する学校職員について

通勤混雑による感染を防止する観点から、次の取組について実施・検討する。

- ア 通勤手段の変更
交通機関の利用から交通用具（自転車等）へ通勤手段の変更を検討する。
- イ 勤務時間の割振り変更の実施
学校職員からの申出があった場合、校務の運営に支障がない限り、勤務時間の割振り変更（いわゆる時差出勤）を検討する。

(4) 新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者等報告シートの取扱い

学校職員が、感染者（PCR検査中を含む）となった場合や濃厚接触者（保健所の調査の結果）となった場合、濃厚接触者と同居している者等に該当することを覚知した場合は、速やかにシートを作成し、人事所管課へ報告する。

(5) 妊娠中の女性職員への配慮等について

妊娠中の女性職員から勤務に関する相談等があった場合、以下のとおり適切に対応する。

- ア 本人から口頭又は文書による申し出の場合（年次有給休暇や妊娠障害休暇等）
- イ 母性健康管理指導事項連絡カード（以下、「母健連絡カード」という。）の提出の場合
 - ・母健連絡カードに「感染の恐れが低い作業への転換」「出勤の制限」等の文言の記載がある場合（学校内での勤務内容の配慮・時差出勤・年次有給休暇や妊娠障害休暇等）
 - ・母健連絡カードに、負傷又は疾病を理由に療養する必要がある、勤務できない旨の文言が記載されている場合（病気休暇等）

【参考通知】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた学校職員の服務上の留意点について（令和2年2月26日教育長通知）
- ・新型コロナウイルスの感染が疑われる場合及び家族を看護等する必要がある場合の職務に専念する義務の特例について（令和2年2月27日教育長通知）
- ・小・中・高等・中等教育学校の休校措置に伴う家族監護の職務専念義務免除の特例的運用について（令和2年2月28日教育長通知）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた学校職員の服務の取扱い等について（令和2年4月14日教職員人事課長通知）
- ・新型コロナウイルス感染者等に係る報告の対象者及び報告様式の変更について（令和2年5月1日管理部長通知）
- ・妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の一部改正について（令和2年5月7日文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長・文部科学省初等中等教育局財務課長通知）

10 放課後チャレンジスクール及び土曜チャレンジスクールのための学校の教室等の活用等に関すること

「チャレンジスクール推進事業新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」に沿い、「3つの密」を避ける等、児童生徒及びチャレンジスクールスタッフの安全に十分配慮した活動に限り、学校の教室、体育館、校庭の利用について対応する。

11 放課後児童クラブ、放課後等デイサービスのための学校の教室等の活用等に関すること

（1）学校の教室等の活用等について

密集性を回避し、感染を防止する観点から、放課後児童クラブ及び放課後等デイサービス事業所より小学校の校庭、体育館、教室等の活用について要望を受けた場合は、各小学校において以下の対応をする。

- ア 小学校と放課後児童クラブ等が協議を行い、学校運営に支障のない限り、校庭等の活用をする。

- イ 活用可とする日時については、学校体育施設開放事業で校庭、体育館を開放する日時と重複しないよう配慮する。

(2) 市内一斉の臨時休業となった場合の校庭開放について

- ア 臨時休業中は、自宅待機に伴う児童生徒の運動不足やストレスを解消するため、在校生を対象に校庭開放を行う。
- イ 校庭開放の実施に際しては、実施期間、開放時間、開放に係るルール等について、教育委員会から各学校に指示する。

12 その他

(1) 高等学校、中等教育学校、浦和中学校における時差通学や短縮授業について

当面の間、必要に応じて公共交通機関利用者の混雑時を避けた登下校を実施することができる。

(2) 高等学校における入学料等の取扱いについて

- ア 入学料、授業料について、納付が困難であるとの申し出があった場合は、現行の「入学料・授業料減免制度」に基づき対応をする。
- イ なお、申請者の事情を踏まえつつ、申請受理が困難な場合は、高校教育課へ確認のうえ対応する。

(3) 就学援助等について

- ア 新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し、就学援助を必要とする場合は、状況をよく聞き取ったうえで学事課へ相談する。
- イ 本市では、国立及び私立学校の児童生徒も就学援助の対象となる(学用品費等一部の援助)ので、把握された場合は学事課に相談するよう案内する。
- ウ 私立学校における入学料、授業料等の学納金の減免等に関しては、在籍する各学校へ相談するよう案内する。

(4) 高校生等への修学支援について

- ア 市立高等学校生徒への修学支援(高等学校等修学支援金、奨学のための給付金、高等学校等修学支援費事業費補助金等)に関する問い合わせがあった場合は、所管である埼玉県の教育局財務課(048-830-6652)を案内する。
- イ 高校等の進学にあたっては県の奨学金制度、大学等への進学にあたっては国の高等教育の修学支援新制度や日本学生支援機構の貸与型奨学金等、各種制度があり、本市においても、高等学校、高等専門学校、大学・短期大学又は専修学校に在学中又は入学が決定している方を対象に、無利子で入学準備金もしくは奨学金の貸付けを行っている。進路決定にあたっては、こういった制度を利用することにより経済的理由で修学を断念することのないよう、進路指導等において案内する。

(5) 教職員研修について

ア 年次研修について

研修会の内容や参加者数等に応じて、開催について検討し、別途連絡する。

なお、学校行事の延期により日程が重複し、年次研修を欠席する場合は、教育研究所長（小・中・特）、高校教育課長（高・中等）に相談する。

イ その他の研修について

研修会の内容や参加者数等に応じて、開催について検討し、別途連絡する。

ウ 「教師力」パワーアップ講座について

講座の内容や参加者数等に応じて、開催について検討し、別途連絡する。

(6) P T A活動について

P T A活動は、感染防止対策を十分に行った上で、各学校における状況も考慮し、柔軟に実施していくよう要請する。

(7) 特別支援学校について

ア 登校について

(ア) スクールバス乗車前に、手洗い又は手指の消毒をする。

(イ) スクールバスでは、少し窓を開け換気をよくする。車内の消毒を行い、乗務員はマスクを着用する。

イ 校内の活動について

(ア) 児童生徒は、手洗い又は教員による手指消毒を行う。タオルは、個人のもの又は紙タオルを使用する。(頻度は、教材教具に触れる前後、食事の前、トイレの後、下校時のスクールバス乗車前等)

(イ) 給食で、摂食指導する教員等は、指導する児童生徒の横に座するなどして、対面とならないような形で行うことが望ましい。

(ウ) 現場実習は、感染状況や受け入れ先の状況を踏まえて、検討する。

(エ) 児童生徒のマスクの着用については、児童生徒一人ひとりの状態に応じて対応する。

ウ 教職員について

(ア) 指導や介助の際には、手洗い手指消毒を徹底し、タオルは、個人のもの又は紙タオルを使用する。

(イ) 出勤してきた衣服から着替えて、指導を行う。指導する時の衣服は、清潔を保つ。

エ 消毒の際に接触が避けられない場合について

(ア) 必要に応じ、学校医等の助言を得る。

(イ) 児童生徒等の安全確保などの観点から、指導や介助等において必要となる接触などについて、保護者に対し事前に説明する。